

富士宮市避難行動要支援者避難支援計画

令和5年3月31日策定

目 次

第1章 避難行動要支援者避難支援計画策定の趣旨

1	計画の基本	1
2	目的	1
3	定義	1

第2章 避難行動要支援者に対する支援体制

1	富士宮市(災害対策本部)	2
2	富士宮市社会福祉協議会	3
3	自主防災会・民生委員児童委員協議会	3
4	協力協定を締結する団体	3

第3章 平常時における要配慮者対策

1	要配慮者宅の防災・減災対策	3
2	避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有	4
3	避難行動要支援者の個別避難計画の作成	6
4	趣旨普及・啓発のための広報活動等	7

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害等発生時における要援護者に対する情報伝達・避難行動支援

1	避難行動要支援者の支援	8
2	被災により避難行動要支援者となった者の支援	8

第5章 避難行動要支援者に対する避難生活支援

1	避難行動要支援者の支援	8
2	被災により避難行動要支援者となった者の支援	9

第6章 計画の期間及び進捗管理・見直し

1	災害時要援護者支援計画策定庁内連絡会	9
2	策定委員会	9

第1章 避難行動要支援者避難支援計画策定の趣旨

1 計画の基本

近年全国で多発している風水害、地震等の自然災害時においては、多くの尊い命が失われている。特に、自力では避難することのできない災害時に弱い立場に置かれる障がい者や高齢者など(「要配慮者」という。)においては、逃げ遅れや避難生活のストレスにより深刻な被害を受けるケースもあり、このような方たちへの防災対策が重要課題となっている。

また、災害発生時には、公的支援が届くまでに時間を要することが想定され、地域での主体的な対応が最も重要であり、要配慮者の中でも特に災害時または災害が発生する恐れがある場合に避難行動に支援を要する方(「避難行動要支援者」という。)においては、「自助」、そして、地域住民や隣近所が助け合いによる「共助」による避難支援活動が基本となる。

本計画により、風水害、地震等の災害に備え、避難行動要支援者の把握や避難支援の仕組みを構築するとともに、災害時における避難支援体制の整備を行う。

なお、本計画は、富士宮市地域防災計画中の第2章災害予防計画第14節及び第15節及び富士宮市地域福祉計画中の「地域防災活動の推進」を、具体化するものと位置付け、富士宮市地域福祉計画等保健・医療・福祉部門各個別計画、富士宮市地域防災計画との整合を確保するものとする。

2 目的

本計画では、避難行動要支援者に対する、情報把握、家具転倒防止等の防災活動、災害情報伝達、避難行動、避難生活における支援等に係る事項を明確にして、災害時において一人も見逃すことなく避難することができる体制と、避難生活における必要な支援を的確に行うことができる体制の整備を目的に策定する。

3 定義

(1) 本計画において「災害」とは、地震、風水害、大爆発、大事故及び富士山の火山活動等による災害をいう。

(2) 本計画において「要配慮者」とは、災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害のある人、乳幼児などの特に支援を必要とする在宅の者をいう。

(3) 本計画において「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生した場合や、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする在宅の者をいう。

- (4) 本計画において「支援」とは、災害時等における以下の支援をいう。
- ア 情報伝達支援
警戒宣言、避難命令等発令時及び発災以降における情報伝達など
 - イ 避難行動支援
警戒宣言、避難命令等発令時及び発災以降における避難所までの移動の手助けなど
 - ウ 避難生活支援
避難所における、情報伝達・移動・介護等の避難生活での手助けなど
- (5) 本計画において「災害時地域リーダー」とは、区長、自主防災会長、民生委員・児童委員をいう。個人情報提供に同意した避難行動要支援者の情報を市と共有し、災害時において地域の中心となる者をいう。
- (6) 本計画において「避難支援等関係者」とは、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団員、その他行政機関及び福祉関係団体をいう。
- (7) 本計画において「避難支援者」とは、避難行動要支援者の近隣住民などの避難支援等関係者のうち、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。
- (8) 本計画において「個別避難計画作成等関係者」とは、避難行動要支援者本人、その家族、地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員、自主防災会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市町職員(防災・福祉)、地域で活動する障害者団体などが主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等をいう。

第2章 避難行動要支援者に対する支援体制

1 富士宮市(災害対策本部)

- (1) 保健福祉部 情報連絡班
- ア 保健福祉部班長会議の設置
 - イ 災害対策本部との連絡調整
 - ウ 保健福祉部内各班との連絡調整
 - エ 情報の収集・伝達・管理
- (2) 保健福祉部 避難行動要支援者支援班
- ア 要配慮者になり得る方の実態把握及び啓発
 - イ 避難行動要支援者の避難状況の確認(安否確認)

ウ 避難行動要支援者の避難行動支援・避難生活支援

(3) 保健福祉部 福祉施設班

ア 福祉施設等の被害状況調査

イ 福祉避難所の開設・運営支援

ウ 介護・障害サービス提供体制の維持・支援

(4) 保健福祉部 ボランティア班

ア 災害対策本部と災害ボランティア本部との連絡調整

イ 災害ボランティア本部の資機材の調達支援

2 富士宮市社会福祉協議会

富士宮市社会福祉協議会は、災害ボランティア本部の設置・運営にあたり、福祉施設・事業所等に対する、介護等の技術を有するボランティア派遣のコーディネート体制を構築するものとする。

3 自主防災会・民生委員児童委員協議会

自主防災会・民生委員児童委員協議会は日頃からの避難行動要支援者支援活動を通して、災害時または災害が発生するおそれがある場合において、個別避難計画に基づく支援を実施するための連携体制を構築するものとする。

4 協力協定を締結する団体

市は、避難支援等関係者及び個別避難計画作成等関係者として以下の団体と協力協定を締結する。

(1) 富士宮市介護保険事業者連絡協議会

(2) 富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会

第3章 平常時における要配慮者対策

1 要配慮者宅の防災・減災対策

(1) 家具固定

市は、富士宮市社会福祉協議会、ボランティア団体等が実施する減災目的の家具固定などの支援活動に協力し家具固定を推進するものとする。

(2) 耐震診断・耐震補強

市は、要配慮者の家屋等の耐震診断・耐震補強などの事業を推進するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援につなげるため、富士宮市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかに該当する者

ア 要介護認定において要介護3から要介護5の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている者

ウ 療育手帳 A の交付を受けている者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている者

オ 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯に属する者

カ 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者

キ 前各号に掲げる者のほか支援を必要とする者

(3) 名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 名簿作成に必要な情報の入手方法

ア 名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、個別避難計画の作成に必要な限度で、福祉部局関係課や関係機関で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

イ 難病患者にかかる情報等、市が把握していない情報の取得が名簿の作成のため必要があると認められるときは、静岡県その他の者に対して、情報提供を求める。

ウ 市から避難行動要支援者名簿対象者へ名簿情報提供の同意申請書により、災害時地域リーダー及び避難支援等関係者への平常時からの情報提供にかかる同意の確認を行う。

(5) 名簿の共有・提供

市は、改正災害対策基本法第 49 条の 11 第2項に基づき、「本人の個人情報提供に同意があるとき」は平常時より、災害時地域リーダー及び避難支援等関係者に避難行動要支援者の情報を共有・提供する。

また、同法 49 条の 11 第3項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者となる者等に対し、情報を共有・提供する。

(6) 名簿の更新等に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、掲載された住民基本情報は、定期的に住民基本台帳等の住民基本情報との突合せを行い、情報の精度を維持する。

名簿情報を最新の状態に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めることとする。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

ア 災害時地域リーダー及び避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。

(ア) 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと

(イ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること

(ウ) 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること

(エ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと

(オ) 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること

イ 名簿の提供に際して災害時地域リーダー及び避難支援等関係者が適正な管理を図るよう次の措置を講ずる。

(ア) 名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

(イ) 名簿情報の取り扱い状況を報告させること

(ウ) 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること

3 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の目的

避難行動要支援者の災害時又は災害が発生するおそれがある場合の避難支援等を実効性あるものとするため、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として、個別避難計画（以下「計画」という。）を作成する。

(2) 計画の作成及び提出

計画の作成及び提出に当たり、記載された情報を、“災害時の支援活動”、“事前対策の検討”や“防災訓練”に使用するため、避難行動要支援者に関する避難支援等関係者等への個人情報の提供に同意を得ることとする。提出方法は次のいずれかとする。

ア 本人・家族等が、必要な手助けや支援について計画を作成し、市へ提出する。

イ 個別避難計画作成等関係者は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者に対する、当該避難支援者（人及び団体名）と支援の方法等を明記した計画作成を手助けし、市へ計画を提出する。

(3) 計画の登録内容

市は、提出された計画に基づき、以下の内容を登録する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ケ 前各号に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(4) 計画情報の共有

市は、計画の登録情報について、災害時地域リーダー及び避難支援等関係者と情報を共有する。

(5) 計画情報の更新

ア 計画に登録した情報は、常に変化しうることから、計画の受付を随時行う。

イ 定期的に住民基本台帳等の住民基本情報との突き合せを行い、情報の精度を維持する。

ウ 市は、要配慮者に係る行政・介護・障害・医療など様々な関係機関に避難行動要支

援者の新規、変更についての計画の作成と提出の手助けを要請して避難行動要支援者情報を収集する。

(6) 避難行動要支援者及び計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

ア 災害時地域リーダー及び避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。

(ア) 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと

(イ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること

(ウ) 受け取った計画を施錠可能な場所へ保管すること

(エ) 受け取った計画を必要以上に複製しないこと

(オ) 計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で計画を取り扱う者を限定すること

イ 計画の提供に際して避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。

(ア) 計画には避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること

(イ) 計画情報の取り扱い状況を報告させること

(ウ) 計画の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること

(7) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

ア 避難支援等関係者及び避難支援者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、可能な範囲で避難支援等を行う。

イ 避難行動要支援者に対して、個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることではないことを平常時に個人情報の提供に係る同意を得る段階で周知する。

ウ 避難支援等関係者及び避難支援等支援者並びに避難行動要支援者本人に対し、計画作成や、災害時等について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知する。

4 趣旨普及・啓発のための広報活動等

(1) 地域における共助意識の醸成

ア 市は、避難行動要支援者・避難支援者が互いに、日頃からのコミュニケーションを確保

し、情報を共有するため、防災講演会等の啓発活動を実施する。

イ 市は、避難行動要支援者名簿登録のための登録勧誘及び広報活動を実施する。

(2) 避難行動要支援者と避難支援者を結びつけるコーディネート機能の確保

市は、災害時地域リーダーや個別避難計画作成等関係者に対して避難行動要支援者と避難支援者を結びつけるコーディネーターとしての役割を果たすための研修等を実施する。

(3) 訓練参加による防災意識の高揚

自主防災会は、地域住民の防災意識を高揚するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、情報伝達訓練・避難誘導訓練等の避難行動要支援者が積極的に参加する防災訓練の実施に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿への掲載を同意されなかった方への啓発

名簿掲載に同意されなかった方の情報は、平常時において災害時地域リーダー及び避難支援等関係者に共有されておらず、地域等における支援体制の構築が困難であるため、発災時に速やかな避難行動支援につなげるよう、平常時から啓発等を行い名簿の充実を図る。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害等発生時における避難行動要支援者に対する情報伝達・避難行動支援

1 避難行動要支援者の支援

避難支援者及び避難支援等関係者は、本人・家族の安全を確保した後、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の支援活動を実施する。

2 被災により避難行動要支援者となった者の支援

地域住民は、被災により支援が必要となった者を発見した場合、本人・家族の安全を確保した後、避難行動要支援者の支援活動を実施する。

第5章 避難行動要支援者に対する避難生活支援

1 避難行動要支援者の支援

避難支援者及び避難支援等関係者は、避難所運営委員会*と協力して避難行動要支援者に対し、個別避難計画に基づき避難生活における支援活動を実施する。

*避難所運営委員会(富士宮市避難所運営マニュアル)

避難所ごとにつくられる避難者を中心とした自治組織で、避難所生活の全般を運営する。

2 被災により避難行動要支援者となった者の支援

被災により支援が必要となった者に対し、地域住民は協力して、避難生活における避難行動要支援者の支援活動を実施する。

第6章 計画の期間及び進捗管理・見直し

本計画に、計画の期間は設けず、毎年、進捗管理を行い、随時見直しを実施し柔軟な対応を行う。

見直しに当たり以下の体制をもってこれに当たる。

1 避難行動要支援者避難支援計画策定庁内連絡会

本計画の見直しは、防災部門・高齢者部門・障害者部門等の避難行動要支援者に係る庁内関連部門職員による連絡会を開催し庁内各部署との調整を図る。

2 策定委員会

本計画の進捗管理と改定は、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)に設置する避難行動要支援者避難支援専門委員会において調査及び分析を行い、その結果を委員会に諮るものとする。